

※必ずお読みください。

- 補助金の申請は、申請者が自ら居住するために用いる住宅に対して、エコハウス設備の種類ごとに1回限り可能です。複数世帯住宅については、世帯ごとに電灯契約、電力受給契約等が締結されている必要があります。
- 申請内容をご確認のうえ、誤りのないようにしてください。
※申請内容に虚偽の事実があったとき又は交付の要件に反する事実があったときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- 提出する書類に押印いただく印鑑は、全て同じ印鑑を使用してください。
- 設備は未使用のものに限ります。
- 集合住宅に設備を設置する場合で、共用部分に設備を使用する場合は対象外です。
- 設備設置（建売住宅の場合は引渡し）は、必ず交付決定後に開始してください。（交付決定日は、交付決定通知書に記載しています。）
※いかなる事情があっても、交付決定前に設備設置が開始（建売住宅の場合は引渡し）されている場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。
- 交付決定日以降の日付が記載された施工前後（建売住宅の場合は設置後のみ必要）の写真（設備及び施工場所が同一であることがわかるもの）を撮影してください。
※設備設置前写真は、交付決定日時点で対象設備未設置であることを確認するためのものであるため、交付決定日より前に撮影したものは無効です。
※日付を記載したホワイトボード等を写真内に添えて撮影してください。手書きでの日付記入や写真枠外の日付記載は不可です。
※太陽光発電システムの場合は、設備を設置した全ての屋根面の写真が必要です。
- 設備設置の計画を変更、中止する場合は、速やかに計画変更、中止の承認申請をしてください。
※手続きなく計画を変更したときは、補助金の交付ができない場合があります。また、設置業者の変更、補助金の増額変更はできませんのでご注意ください。
- 設備設置（建売住宅の場合は引渡し）後は、すみやかに設置報告をしてください。
新築住宅及び建売住宅の場合は、設置報告時に、住所変更手続きが完了し、居住が開始されている必要があります。その他、年度末にかかる手続きの詳細はお問合せください。
- 申請者は、設備を設置する住宅に長期間居住してください。

エコハウス設備設置補助金①
～環境に配慮した住宅設備の設置に助成します～

府中市では、地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効活用を促進するため、個人住宅の環境に配慮した設備設置に要する費用の一部を助成します。

- 1 対象 府中市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する方（完了報告提出時点で設備設置住宅のある住所に住民票を有していること）
- 2 対象設備及び補助率
（既設窓の断熱改修については、別紙記載）

| 対象設備 | 補助率 |
|---------------------------|--------------------------|
| 太陽光発電システム | 1 kW 当たり2万円で上限10万円 |
| 家庭用蓄電池システム | 1 kWh 当たり2万円で上限10万円 |
| 太陽熱高度利用システム | 2万円 |
| 二酸化炭素冷媒 ヒートポンプ給湯器 | 1万5千円 |
| 家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム | 2万5千円 |
| 雨水浸透施設 ※開発地域の住宅を除きます。 | 標準工事費の1/2で上限10万円 |
| 雨水貯留槽 | 本体と架台の購入に要する費用の1/4で上限1万円 |

※他に補助金の交付を受けている場合は、上記の金額と異なる場合があります。
※補助金額が対象設備の設置に係る費用の金額を超える場合は、対象設備の設置に係る費用の金額を補助金額の上限とします。
※補助金額は、千円未満切捨てとなります。

- 3 申請方法
 - 平成31年4月1日から、環境政策課窓口（府中駅北第2庁舎7階）で申請を受け付けます。（郵送による申請は、受け付けません。）
 - 受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
 - 申請は先着順に受け付け、予算の範囲を超えた日を以って終了します。（その際、予算の範囲内で抽選となる場合があります）

問合せ : 府中市生活環境部環境政策課環境改善係
〒183-0056 府中市寿町1-5番地 府中駅北第2庁舎7階
電話 : 042-335-4472 / F A X : 042-361-0078
電子メール : kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

手続きの流れ（網掛けの部分は市の事務です。）

1 交付申請

申請に必要な書類は次のとおりです。

- 補助金交付申請書（第1号様式）
 - 工事請負契約書の写し（対象設備に係る費用が記載されているもの。契約書において対象設備に係る費用が確認できない場合は内訳書等を添付してください。）
※雨水浸透施設及び雨水貯留槽の場合は、見積書でも可とします。
 - 設備のカタログ等、設置する設備の性能がわかるもの
 - 申請者の平成30年度の市税の納税証明書（市税非課税の方は非課税証明書。平成30年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。平成30年1月1日時点で住民票のあった自治体で、取得してください。課税証明書ではありません。）
 - 建築確認済証の写し（建売住宅の場合のみ必要）
 - 太陽光発電システムの設置状況を示す書類（接続契約のご案内、売電状況がわかる検針票など。蓄電池システムのみ申請する場合に必要）
 - 同意確認書（所有者と申請者が異なる場合に必要）
 - 委任状（施工業者等代理の方が申請をする場合のみ必要）
 - その他、補助金交付の審査等に関し必要な資料
- ※申請書類に不備がある場合には、修正が完了した日が受付日となります。

2 交付決定

申請後、2週間程度で補助金交付決定通知書を送付します。（交付決定通知書送付の際に、「4 設置報告」に必要な書類を同封します。）

3 設備設置

「2 交付決定」で送付する交付決定通知書に記載の交付決定日以降に設備の設置を開始（建売住宅の場合は引渡し）してください。（職員が確認にお伺いする場合があります。）

また、申請時の内容に変更がある場合は、着工前にご相談ください。（右ページへ）

環境配慮住宅設備に関する東京都や国の取組

- 東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）
 - 家庭用蓄電池、燃料電池（エネファーム）等に対する補助金
電話：03-5990-5086／受付：平日の午前9時～午後5時
- 一般社団法人 燃料電池普及促進協会（FCA）
 - 家庭用燃料電池（エネファーム）に対する補助金
電話：03-5472-1190／受付：平日の午前10時～午後5時（午後0時～午後1時は除く）
- 経済産業省自然エネルギー庁
 - 固定価格買取制度
電話：0570-057-333／受付：平日の午前9時～午後8時

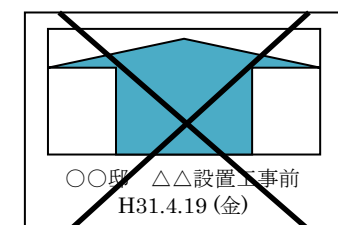
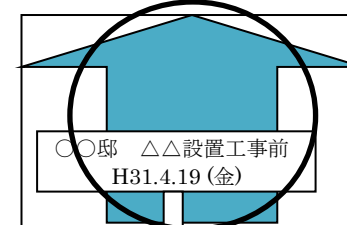


4 設置報告

設備設置完了後1か月以内に、次の書類を提出してください。（郵送可）下線の引いてある書類は、「2 交付決定」で送付する交付決定通知書に同封します。

- 設備設置完了報告書（第5号様式）
- 補助対象設備領収金額証明書（第6号様式）
（販売会社に記入いただってください。）
- 交付決定日以降の日付が記載された施工前後の写真
（日付を記載したホワイトボード等を写真内に添えて撮影してください。）
設備の写真の他、周囲の風景を入れる、設備を入れながら建物全体を撮る等、施工場所が同一であることがわかるようにしてください。
太陽光発電システムの場合は、設備を設置した全ての屋根面の写真を提出してください。また雨水浸透施設の場合は、砕石やますの形状がわかる写真も必要です。
※手書きでの日付記入や写真枠外の日付記載は不可です。

〈設備設置前写真の例：平成31年4月17日付で交付決定された場合〉



- ・写真の中に日付を入れる（ホワイトボード等に記載）
- ・撮影日は交付決定日以降
- ・設置前後の写真で、設備設置場所が同一と認識できるように

- 保証書の写し（太陽光発電システムの場合は、出力対比表でも可）
- 電力受給契約がわかるものの写し（太陽光発電システムの場合のみ必要。電力会社の承認を得ている「接続契約のご案内」等。）
- 住所変更届（第7号様式）（設備設置完了後に引越しをし、申請時と住所が変更になった方のみ必要）

5 交付額通知

設備設置完了報告書受領後、内容を確認し、修正がない場合は、1週間程度で補助金交付額通知書を送付します。

6 請求

交付額通知書受領後、すみやかに請求書を提出してください。（ゆうちょ銀行口座の振込みについては、他銀行との相互取扱いができるよう手続きがされている場合のみ可能です。）

7 補助金交付

請求書受領後、補助金を指定口座に振り込みます。

消費生活に関する相談

- 府中市消費生活センター
住所：府中市宮町1-100 ル・シーニュ 6階 府中市市民活動センター・プラッツ内
電話：042-360-3316／受付：平日の午前10時～正午・午後1時～4時